



Information 01

転作・園芸作物等の機械・施設導入を支援
令和5年度の事業要望を調査します

令和5年度の登米市振興総合補助金(みやぎの水田農業改革支援事業・園芸特産重点強化整備事業)の事業要望調査を実施します。希望者は、対象経費や注意事項などを確認し、申し込みください。

●みやぎの水田農業改革支援事業
【内容】麦・大豆・飼料用米などの転作作物の拡大に必要な施設や機械を導入する農業者を支援します



支援します
【事業対象者】営農集団(3戸以上)、農地所有適格法人など
【対象作物】麦、大豆、飼料作物、新規需要米など
【必要書類】規約または定款、参考見積書(1社)、カタログ類、作付計画図
※既存の機械・施設の更新やトラクター、自脱型コンバイン、トラックなどの汎用的な機械は対象外です
●園芸特産重点強化整備事業
【内容】みやぎ園芸特産振興プランで定める産地改革品目や地域戦略品目の生産、出荷拡大に必要な施設や機械を導入する農業者を支援します
【事業対象者】農業協同組合、農協園芸特産関係部会、農業法人、任意組合(3戸以上)など
【対象品目】イチゴ、キュウリ、トマト、ホウレンソウ、ソラマメ、タマネギ、キャベツ、ネギ類、バレイシヨ、エダマメ、ナス、カボチャ、ニラ、ニンニク、ユキナ、スプレーギク、トルコギキョウ、ストック、鉢もの類、花壇用苗もの類、リンゴ、

モモ、ブドウ、シイタケ

【必要書類】規約または定款、参考見積書(1社)、カタログ類、施設位置図

※機械・施設の更新、既存施設の追加導入やトラクター、バックホー、トラックなどの汎用的な機器、設備は対象外
●共通事項
【申込期限】11月11日(金)
【申し込み・問い合わせ】産業経済部農政課(農産園芸係)
☎0220(34)2713



Information 02

知ってください
ヤングケアラーのこと

●ヤングケアラーとは

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話を、日常的に行っている子ども(18歳未満)のことをいいます。

家族のケア(介護や世話など)や手伝いをする一方で、過度な負担により学業や友人関係に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題となっており、子どもが健やかな成長を守り、ケアを必要とする家族

も安心して暮らせるように、ヤングケアラーについて考え、気づき、みんなで支える地域をつくっていきましょう。

●こんな子どもたちがヤングケアラーです

▼障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている▼家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている▼家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

●みやぎの水田農業改革支援事業の対象経費など

事業名	対象経費	補助率
①共同利用機械・施設整備(転作作物)タイプ	▶対象作物の耕運整地用、栽培管理用、収穫用、乾燥・調製用機械など(品質分析機器を含む) ▶集団営農用集積出荷施設、乾燥・調製施設など(既存機械の格納庫は除く) ※新規需要米を除く	経費(消費税除く)の3分の1以内 ※50万円以上の事業を対象
②共同利用機械整備(稲態様転作)タイプ	▶稲態様転作の栽培管理用機械 ▶乾燥・調製用機械など(品質分析機器を含む) ▶ホールクローブサイレージ用稲関連機械	
※事業要件の注意事項	①は、受益面積1畝以上。ただし、対象作物が麦、大豆、飼料作物の場合は、おおむね7畝以上の受益面積 ②は、受益面積4畝以上	

●園芸特産重点強化整備事業の対象経費など

事業名	対象経費	補助率
園芸特産重点強化整備事業	▶栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械 ▶省エネルギー化機械・装置 ▶低コスト化機械・装置 ▶高品質安定生産機械・装置 ▶農産物被害防止機械・装置 ▶選別、調整、加工用機械・装置 ▶その他園芸振興において特に必要な機械・施設など	経費(消費税除く)の3分の1以内 ※50万円以上事業を対象
※事業要件の注意事項	事業終了後3年(果樹の取り組みは5年)を経過した年度を目標年度として、具体的な目標計画を設定し、年度ごとに事業実績を報告すること	

▼アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している▼障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしていて▼がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている▼目を離せない家族の見守りや声掛けなどをしていて▼障がいや病気の家族の身の回りの世話をしている▼日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている▼障がいや病気のある家族の入院やトイレの介助をしている

●一人で抱え込まないで
自分が「家族のことに精一杯でつらい」と感じたり、身近に「ヤングケアラーかもしれない」と気に掛かる子どもがいるときは、一人で悩まず相談してください。

●ヤングケアラー相談窓口

窓口	TEL・QRコード
児童相談所相談専用ダイヤル	0120(189)783
24時間子供SOSダイヤル	0120(0)78310
LINE相談 みやぎ子ども・子育て相談	

【相談・問い合わせ】福祉事務所子育て支援課(児童福祉係)
☎0220(58)5562



市公式ホームページ「ヤングケアラーについて」

●生活への影響

自分の時間が取れない、勉強する時間が十分に取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独やストレスを感じ

11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待は、社会全体で解決すべき問題です。あなたの電話で、救われる子どもがいます。児童相談所全国共通ダイヤル「189」は、虐待かもと思ったときなどに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。「189」の通話は無料です。(一部IP電話からはつながりません)

【問い合わせ】

福祉事務所子育て支援課(児童福祉係)
☎0220(58)5562
県東部児童相談所
☎0225(95)1121